

# 郡山ウインドアンサンブル 楽団規約

## 第1章 総則

- 第1条 (名称) この団体は「郡山ウインドアンサンブル」(以下本楽団という)と称する。  
第2条 (所在地) 本楽団は事務局を事務局長宅におく。  
第3条 (目的) 本楽団は吹奏楽を通じて楽団員相互の親睦を図り、楽団員自身の音楽性と演奏技術の向上、吹奏楽の発展および地域音楽文化の向上に努めることを目的とする。

## 第2章 事業

- 第4条 本楽団は前条を達成するため、以下の事業を行う。  
(1)総会及び運営委員会の開催  
(2)演奏を中心とする活動  
・年一回、5月下旬を目処に定期演奏会の開催  
・全日本吹奏楽コンクールへの参加  
・定期練習、強化練習  
・その他音楽行事への参加  
(3)広報活動  
(4)レクリエーション  
(5)その他、本楽団の目的達成及び諸行事に必要な事業

## 第3章 機関

- 第5条 (機関の設置) 本楽団は「総会」と「運営委員会」を設置する。  
第6条 (総会) 総会は本楽団の最高議決機関であり、年1回の定期総会および臨時総会を持つ。総会は運営委員会、または全楽団員の1/3の発議により開かれる。定期総会は年度初めに開く。
- 第7条 (総会の役割) 総会は以下の事項について協議し議決を行う。  
・予算、決算の承認  
・活動計画案、活動報告の承認  
・役員を選出  
・規約の改正  
・その他楽団の運営に関して重要な事項
- 第8条 (定足数) 総会は委任状も含め、楽団員の2/3の出席をもって成立とする。  
第9条 (議決) 総会の議決は出席楽団員の過半数にて決し、賛否同数の場合は議長がこれを決定する。  
第10条 (運営委員会) 運営委員会は規約並びに総会の議決に基づき、本楽団を運営する。月一回の定例運営委員会と臨時会を持つ。運営委員会は委員の発議により開かれる。
- 第11条 (運営委員会の役割) 運営委員会は主に以下の事項について協議し運営を行う。  
・総会の運営(予算案、活動計画案の作成)  
・本楽団の企画、運営並びに庶務  
・演奏会等の選曲に関わる一切の件  
・その他楽団運営に関わる一切の件
- 第12条 (構成) 運営委員会は第23条に定める役員によって構成される。  
第13条 (下部組織) 運営委員会は楽団行事の運営に関して、専門の委員会を設置し運営を委ねることができる。  
第14条 (内規) 運営委員会は円滑な楽団運営のために、必要に応じて内規を定めることができる。  
第15条 (定足数) 運営委員会は運営委員の1/2の出席をもって成立する。  
第16条 (議決) 運営委員会の議決は出席委員の過半数にて決し、賛否同数の場合は、団長、副団長または事務局長がこれを決定する。

## 第4章 パート

- 第17条 本楽団は演奏のために以下のパート割によるパートを置く。
- (1)フルート
  - (2)オーボエ、ファゴット
  - (3)クラリネット
  - (4)サキソフォーン
  - (5)トランペット
  - (6)ホルン
  - (7)トロンボーン
  - (8)ユーフォニアム、チューバ、コントラバス(エレキベース)
  - (9)パーカッション

## 第5章 楽団員

- 第18条 (楽団員の構成)  
第19条 (入・退団)
- 本楽団は第3条の目的に賛同し、且つ入団が承認された「正団員」のみによって構成される。
- 1 入団資格 以下の条件を満たす者が本楽団に入団する資格を有する。
- ・音楽が好きであること。
  - ・18才以上であること。
  - (高校生は原則入団できないが、特別に運営委員会が認めた場合に限り入団を許可できる。)
  - ・楽団の行事に積極的に参加することができること。
  - ・演奏経験があること。(ある程度の演奏能力を有すること。)
  - ・楽器を準備できること。(打楽器を除く)
- 2 入団 本楽団に入団を希望するものは別途定める書式の「入団届」を事務局長に提出する。提出後概ね2ヶ月間は「仮入団」期間として活動に参加し、その後パートリーダーの推薦を経て、運営委員会にて入団を承認されれば正団員となる。
- 3 退団 本楽団からの退団を希望するものは、別途定める書式の「退団届」を事務局長に提出する。この際団費などの未納がある場合はこれを全て清算してから退団するものとする。
- 第20条 (楽団員の義務)
- 楽団員は以下の義務を負う。
- ・団費ならびに特別会計徴収金の納入
  - ・本楽団の行事への可能な限り積極的な参加
  - ・本楽団運営のための積極的な仕事の遂行
- 第21条 (除名処分)
- 1 本楽団の名誉を著しく傷つける行為をした者、または本楽団員としてふさわしくないと判断された者は、総会または運営委員会の議決に基づき除名することができる。ただし、当該楽団員には議決の前に釈明の機会が保障される。除名処分の議決は厳重かつ慎重になされなければならない。この項の定めにより除名処分を受けた者は、本楽団に再度入団することはできない。
- 2 第40条に定める団費を2年分以上滞納したものは自動的に除名処分とし、滞納した団費を納入しない限り本楽団に再度入団することはできない。
- 3 楽器演奏の技量を理由に楽団員を除名することはできない。
- 第22条 (エキストラ)
- 本楽団は演奏の際、必要に応じてエキストラ(賛助出演者)を招聘することができる。エキストラの選定は各パート毎に行い、招聘の際は運営委員会の承認を必要とする。

## 第6章 役員

- 第23条 (役員の設置) 本楽団は円滑な団の運営のために以下の役員を各一名ずつ置き、全て楽団員の中から選出する。  
(1) 団長  
(2) 副団長  
(3) 事務局長  
(4) 書記  
(5) 会計  
(6) 庶務  
(7) 渉外  
(8) ライブラリアン  
(9) パートリーダー
- 第24条 (役員の任務) 役員の任務は以下のとおりとする。  
・団長は本楽団を代表し、楽団運営を総括する。  
・副団長は団長を補佐し、団長事故あるときは、その職務を代行する。  
・事務局長は団長・副団長を補佐し、運営委員会、運営に係る事務を統括する。  
・書記は総会ならびに運営委員会の議事録の作成、ならびに本楽団運営に係る文書作成一切に当たる。  
・会計は本団の会計の一切を司る。  
・庶務は会場(練習会場、演奏会場)の確保、練習日程の調整他、楽団内の運営事務に関わる。  
・渉外は、楽団運営に係る団外の交渉に当たる。また加盟団体との連絡、事務を司る。  
・ライブラリアンは楽譜に関する一切に当たる。(補佐する者を若干名選ぶことができる。)  
・パートリーダーは各パートの運営面・音楽面の一切に当たる。
- 第25条 (役員の選出) 各役員は総会において選出される。  
但し、パートリーダーは第17条によって定められたパート割りによる各パート内にて互選され、総会の承認を得る。
- 第26条 (役員の任期)  
第27条 (途中交代) 役員とパートリーダーの任期は2年とし、再任・兼任はこれを妨げない。  
任期途中で役員が交代した場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

## 第7章 指揮者

- 第28条 (指揮者の設置)  
第29条 (指揮者の任務) 本楽団は演奏のために正指揮者1名、副指揮者1名以上を置く。  
・正指揮者は楽団の練習および演奏会の指揮を務める。  
また、楽団および楽団員の演奏技術向上に寄与し、楽団員の望む音楽活動の実現のために努力する義務を負う。  
・副指揮者は、正指揮者が前項の任務を果たすべくこれを補佐する。  
・正・副指揮者は選曲に際し、運営委員会に参加しともに協議しなければならない。
- 第30条 (指揮者の選出) 正・副指揮者は総会において楽団員の中から過半数の信任を以って選出される。  
任期は2年とし、再任または役員との兼任はこれを妨げない。
- 第31条 (トレーナー招聘) 正指揮者は、楽団員の演奏技術向上のために楽団外から「トレーナー」を招聘することができる。  
トレーナーの人選にあたっては運営委員会と協議の上、その承認を得なければならない。
- 第32条 (客演指揮招聘) 正指揮者は、演奏会において、楽団外から「客演指揮者」を招聘することができる。  
客演指揮者の人選にあたっては運営委員会と協議の上、その承認を得なければならない。

## 第8章 財務規定

|              |   |  |
|--------------|---|--|
| 第33条 (会計の構成) |   | 本楽団の会計は年度単位の「一般会計」と行事単位の「特別会計」で構成する。                     |
| 第34条 (運営費)   | 1 | 一般会計は、楽団員から年一回徴収する団費、補助金、寄付金、その他雑収入をもってこれに充てる。           |
|              | 2 | 特別会計は、行事ごとに団員から徴収する金員、その他雑収入をもってこれに充てる。                  |
| 第35条 (会計年度)  |   | 本楽団の一般会計年度は、12月1日から翌年11月30日までとする。                        |
| 第36条 (特別会計)  |   | 本楽団は必要に応じて行事ごとの特別会計を設けることができる。                           |
|              |   | 定期演奏会は特別会計にて運営する。  |
| 第37条 (予算)    |   | 一般・特別会計の予算案は運営委員会にて作成し、総会の承認を得る。                         |
| 第38条 (決算)    |   | 一般・特別会計の決算は、会計監査委員による監査を受けた後、総会で承認を得る。                   |
| 第39条 (執行)    |   | 運営委員会は適正な予算の執行に務める。また運営委員会の裁量による科目の流用を認める。               |
| 第40条 (団費)    |   | 一般会計の団費は年額20,000円とし、一括で定期総会までに納めるのを原則とする。                |
|              |   | 年度中途の入団者は、入団の翌月から会計年度末までの団費(月額1,600円)を一括で入団時に納めるのを原則とする。 |
|              |   | 一度納められた団費は理由の如何を問わず返却しない。                                |

## 第9章 会計監査

|                 |  |   |
|-----------------|--|---|
| 第41条 (会計監査の設置)  |  | 本楽団には適正な予算執行を担保するため、会計監査を1名以上置く。            |
| 第42条 (会計監査の任務)  |  | 会計監査は予算が適正に執行されているかを監査する。                   |
| 第43条 (会計監査の選出等) |  | 会計監査の選出方法、任期は役員のものに準ずる。選出は楽団員外からであることが望ましい。 |

## 第10章 団体加盟

|      |  |  |
|------|--|--|
| 第44条 |  | 本楽団は他音楽団体との協力体制を整え、相互の発展をはかるために、各種文化・音楽団体に加盟することができる。加盟、脱退については運営委員会で協議し、総会の承認を得る。 |
|------|--|--|

## 第11章 附則

|      |  |                                |
|------|--|--------------------------------|
| 第45条 |  | 本規約を改正する場合は、総会の議決を要する。         |
| 第46条 |  | 本規約は、昭和60年1月4日より施行する。          |
| 第47条 |  | 本規約は、平成21年3月29日よりこれを一部改正施行する。  |
|      |  | 本規約は、平成22年10月19日よりこれを一部改正施行する。 |